証券コード　4240
平成28年５月30日

株　主　各　位

大阪府東大阪市渋川町４丁目５番28号
クラスターテクノロジー株式会社
代表取締役社長　安　達　　稔

# 第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ平成28年６月27日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.tosyodai54.net）より平成28年６月27日（月曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　平成28年６月28日（火曜日）午前10時

**２．場　　所**　大阪府大阪市都島区中野町５丁目12番30号
大阪リバーサイドホテル　５階Ｂ会場
**開催場所が昨年と異なりますので、ご注意ください。**

**３．目的事項**

**報告事項**　第25期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件

**決議事項**

**第１号議案**　定款一部変更の件
**第２号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く）６名選任の件
**第３号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件
**第４号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件
**第５号議案**　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

## ４．議決権の行使等に関する事項

（１）議決権行使書またはインターネットにより議決権を行使される際に、議案に対し賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱います。

（２）インターネットにより議決権を行使された株主様につきましては、議決権行使書をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を株主様の意思表示として取り扱います。

（３）インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを株主様の意思表示として取り扱います。

（４）議決権の具体的な行使方法につきましては、３ページの［議決権の行使についてのご案内］をご参照ください。

以　上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.cluster-tech.co.jp）に掲載させていただきます。

［議決権の行使についてのご案内］

◎当社では、定款第18条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様１名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。
◎当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。
【議決権行使書郵送による方法】
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご送付ください。
【インターネットによる方法】
１．パソコン、スマートフォンを用いる場合
（１）「議決権行使ウェブサイト（http://www.tosyodai54.net)」にアクセスしてください。
（２）議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご覧いただき、議決権行使コードおよびパスワードを入力してください。
（３）画面の案内に従い、議決権を行使してください。
（４）議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、電話代等の通信料金およびプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。
２．携帯電話を用いる場合
（１）次のサービスがご利用可能です。なお、ご利用に際しましては、上記１．「パソコン、スマートフォンを用いる場合」と同様の方法で議決権行使ウェブサイト（http://www.tosyodai54.net）にアクセスのうえ、画面の案内に従い、議決権を行使してください。
・ｉモード
・EZweb
・Yahoo!ケータイ
（ｉモードは株式会社NTT ドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo!は米国Yahoo!Inc.、Yahoo!ケータイはソフトバンク株式会社の商標または登録商標です。）
（２）暗号化通信が可能なＳＳＬ通信機能を搭載した機種であることが必要です。
（３）議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、電話代等の通信料金およびプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先
株主名簿管理人　:東京証券代行株式会社
電　　話　:0120－88－0768（フリーダイヤル）
受付時間　:午前９時～午後９時

以上

（提供書面）

# 事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

## １．会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、総じて緩やかな景気回復基調が維持され、求人数も増加しました。しかし、中国危機の封鎖策の成否やアメリカ経済の力強さに関する評価も分かれているなかで海外経済に力強さは無く、さらにEUや他の主要国の金融緩和政策に限界も意識され始めており、年度後半は弱含みで推移しました。

このような状況のもと、当社はナノテクノロジー技術を礎とした独自技術による新製品として、先端設備投資事業の「LED用白色材料」とそのモジュールの展開および次世代高密度デバイス用の高熱伝導性の絶縁材料「エポクラスター®クーリエ」の開発を進める一方、既存製品の新たな展開とナノテク技術融合による新分野・新規顧客の開拓を推進しました。

ナノ／マイクロ・テクノロジー関連分野での取組みとしましては、引き続き大手オプト・エレクトロニクス機器メーカーなどに機能性素子部品を継続的に提供しています。世界のデジタルカメラ市場のうち、一眼レフカメラを主とするレンズ交換式デジタルカメラは４Kや高速連写などの新技術も取り込み、ようやく底打ちの兆しが感じられます。これからも、高感度・超高速で進化するCMOSを支える部品として、付加価値の高い分野でコストパフォーマンスに優れた製品を提供してまいります。

「LED用白色材料」と次世代高密度デバイス用の高熱伝導性の絶縁材料「エポクラスター®クーリエ」につきましては、引き続きLED素子メーカーおよび半導体メーカー等と共同して、事業を展開・推進しています。

パルスインジェクター®（以下、PIJという）は、「nano tech2016」などの展示会に出展して新規のお客様を開拓しています。大学研究室および各企業の研究・開発部門に対するフォローアップを強化し、お客様と連携して国内新産業創生への展開を推進しています。

マクロ・テクノロジー関連分野につきましては、重電業界向けの売上は、国内景気の先行きが不透明で国内の設備投資も伸びなやんでいるため、わずかな伸びにとどまりました。

しかし、高熱伝導性の絶縁材料については、国策として進めていたGaN（窒化ガリウム）半導体およびSiC半導体の量産化自体があまり進んでいない状況です。また「LED用白色材料」についても顧客からの高輝度要求水準が上がっており、ともに量産に結びつく具体的な受注の成約には至らず、新しい中期経営計画を検討するなかで来期の売上予算が従前の中期計画に届かなかったため営業損益で赤字予算となりました。そのため、誠に遺憾ながら当期末をもちまして上記に係る固定資産につきまして減損処理を行いました。

以上の結果、当事業年度の全社の業績は売上高は711百万円（前事業年度比5.8%増）、売上総利益226百万円（前事業年度比11.9％増）、営業損失95百万円（前事業年度は営業損失120百万円）、経常損失90百万円（前事業年度は経常損失117百万円）、当期純損失208百万円（前事業年度は当期純損失380百万円）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

・ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業

ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業につきましては、大手オプト・エレクトロニクス機器メーカー等からのデジタル機器部品の受注がデジタル一眼レフカメラ市場の底入れ時期を見据えて不安定になっています。その結果、成形材料および機能性・精密成形品ならびにPIJ関連製品の売上高は488百万円（前事業年度比5.0%増）、セグメント利益は175百万円（前事業年度比9.7%増）となりました。

・マクロ・テクノロジー関連事業

マクロ・テクノロジー関連事業につきましては、建設工事案件では受注の進捗状況は鈍く、成形材料と成形碍子関連をあわせて売上は横ばいでした。その結果、成形碍子用複合材料、複合材料成形碍子および金型・部品の売上高は188百万円（前事業年度比0.8%増）、セグメント利益は40百万円（前事業年度比2.0%減）となりました。

・その他事業

医療薬品容器の異物検査事業などにより、売上高は34百万円（前事業年度比73.6%増）、セグメント利益は10百万円（前事業年度は０百万円のセグメント利益）となりました。

当事業年度の配当につきましては、誠に遺憾ながら赤字計上となり、配当原資となるべき利益剰余金が引き続きマイナスとなっておりますので、利益剰余金の繰越額を確保しなければ配当ができない状態が続いております。しかしながら、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、長期的な利益還元を実現するために当面は内部留保資金を充実し、積極的な事業展開を行ってまいります。

②設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は15百万円でした。主なものは、関西工場の「LED用白色材料」の製造装置と「エポクラスター®クーリエ」の製造装置の追加・改良工事ならびにその関連設備であります。

③資金調達の状況

該当事項は、ありません。

### (2) 財産および損益の状況

| 区　　分 | 第 22 期<br>(平成25年３月期) | 第 23 期<br>(平成26年３月期) | 第 24 期<br>(平成27年３月期) | 第 25 期<br>(当事業年度)<br>(平成28年３月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売　　上　　高（千円） | 982,184 | 766,181 | 671,739 | 711,009 |
| 当期純利益または当期純損失（△）（千円） | 15,140 | △51,409 | △380,519 | △208,732 |
| 1株当たり当期純利益または当期純損失（△）（円） | 265.96 | △9.03 | △66.84 | △36.67 |
| 総　　資　　産（千円） | 2,024,031 | 1,990,797 | 1,582,716 | 1,412,759 |
| 純　　資　　産（千円） | 1,905,472 | 1,854,028 | 1,473,509 | 1,264,776 |
| １株当たり純資産額（円） | 33,471.63 | 325.68 | 258.84 | 222.17 |

（注）１．１株当たり当期純利益または当期純損失は、自己株式数を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。

２．１株当たり純資産額は、自己株式数を控除した期末発行済株式数に基づいて算出しております。

３．当社は、平成25年10月１日付で普通株式１株を100株に株式分割しております。これに伴い、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益または当期純損失、１株当たり純資産額を算定しております。

### (3) 対処すべき課題

コーポレートガバナンス・コードの各原則を踏まえ、全ての原則の趣旨を理解し、これを適用・遵守いたします。そのために、当社を取り巻く環境、当社がおかれた状況に応じて、社内のガバナンス体制を見直して適切に対応していくことが課題であると認識しております。

具体的な事業内容としては、機能性精密成形品の製造を行うとともに、独自技術による多機能複合成形材料の研究開発を行っております。これらの技術を使い下記のセグメント分野で、高精度・高機能精密成形品に関する個別ユーザーのニーズにお答えすることで差別化を図っていくことが課題です。

① ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業

―当社はデジタルカメラ向けの機能性精密部品が主力製品です。利益率の高いミラーレスや一眼レフのデジタルカメラ分野に注力してきましたが、CMOSの性能向上に伴って市場が拡大しつつある監視用カメラやセンサーなどの分野に進出することが課題です。

―当社は高熱伝導性の絶縁材料「エポクラスター®クーリエ」等の複合材料事業を継続して推進しておりますが、機能性樹脂新材料の展開による新用途開発をさらに進展させなければなりません。まず、「LED用白色材料」を量産へと着実に移行し、さらにグローバルな展開を進めることが課題です。

―PIJは、これまでの中堅企業との連携による新製品開発、産学連携による医療分野での活用実績の積重ねを通じてアプリケーションをさらに進化させてゆき、再生医療や予防医療の関連分野で、大学、公的な研究機関等の諸機関と連携しながら開発を推進します。

―誘電泳動バイオ分析チップおよびキチン・キトサンはライセンス事業とし、新たな産業分野との事業構築を行います。

② マクロ・テクノロジー関連事業

―東京オリンピック関連のインフラ整備に伴う需要を取り込んでいくこと、鉄道関連、地熱・風力等の発電システムへの参画など国内での新たな用途開発を進めること、海外のビジネスパートナーとの連携により新興国のインフラ整備需要を進めていくことが今後の課題です。

③ その他

―グローバル展開については、海外に拠点は設置しない方針ですが、引き続き国内需要を見定めながら、海外パートナーと協力体制構築を進めます。

**(4) 主要な事業内容**（平成28年３月31日現在）

当社は、ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業、マクロ・テクノロジー関連事業およびその他事業を行っており、各事業内容は以下のとおりであります。

① ナノ／マイクロ・テクノロジー関連事業

機能性・精密成形品、微細加工部品、パルスインジェクター機器の製造販売を行っております。

② マクロ・テクノロジー関連事業

成形碍子、成形碍子用複合材料などの製造販売を行っております。

③ その他事業

車載用ヘッド・アップ光学ディスプレー機器の製造と、関東工場のクリーンルーム施設および精密検査の技術を活用した医療品の容器の異物検査および精密部品の組立などを行っております。

**(5) 主要な営業所および工場**（平成28年３月31日現在）

| | |
|---|---|
| 本社 | 大阪府東大阪市渋川町４丁目５番28号 |
| 関東工場 | 茨城県久慈郡大子町大字浅川1212番地 |
| 東京営業所 | 東京都中央区日本橋小伝馬町16番５号 |

なお、平成28年4月1日付けをもって東京営業所は関東工場内に移転し、新たに東日本営業所として営業しております。

**(6) 従業員の状況**（平成28年３月31日現在）

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 63名 | ２名減 | 42.7歳 | 11.8年 |

（注） 従業員数は、就業員数であります。

**(7) 主要な借入先の状況**（平成28年３月31日現在）

該当事項はありません。

## ２．株式の状況（平成28年３月31日現在）

(1) **発行可能株式総数**　20,000,000株

(2) **発行済株式総数**　5,692,800株

(3) **株主数**　3,803名

(4) **大株主（上位10名）**

| 株主名 | 持株数（株） | 持株比率（%） |
|---|---|---|
| 河野信夫 | 271,100 | 4.76 |
| 小西恭彦 | 202,000 | 3.54 |
| 安達稔 | 200,800 | 3.52 |
| 株式会社ＳＢＩ証券 | 191,300 | 3.36 |
| 安達良紀 | 185,000 | 3.24 |
| 関誠 | 160,000 | 2.81 |
| 佐野貞彦 | 94,600 | 1.66 |
| 瀬尾浩之 | 88,500 | 1.55 |
| 安達俊彦 | 85,000 | 1.49 |
| 長瀬産業株式会社 | 80,000 | 1.40 |

（注）　持株比率は発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。

## ３．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## ４．会社役員の状況

### (1) 取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 安達　稔 | |
| 代表取締役専務 | 安達良紀 | 開発本部長<br>製造第２本部長 |
| 取締役 | 稲田盛一 | 管理本部長<br>製造第１本部長 |
| 取締役 | 藤田雅之 | 営業・マーケティング本部長<br>（新市場開拓担当） |
| 取締役 | 白戸幸治 | 営業・マーケティング本部長(統括) |
| 取締役 | 駒井幸三 | 日本の力（ちから）研究所代表 |
| 常勤監査役 | 魚田昌孝 | |
| 監査役 | 松本　茂 | 弁護士・税理士 |
| 監査役 | 酒井正輔 | 中小企業診断士 |

（注）１．取締役駒井幸三氏は、社外取締役であります。
２．監査役は、全員が社外監査役であります。
３．常勤監査役魚田昌孝氏は、長年にわたり金融機関に勤務された経歴を持ち財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
４．当社は、取締役駒井幸三氏と監査役魚田昌孝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．平成28年４月12日に、製造第２本部長の担当を代表取締役専務安達良紀から取締役藤田雅之に変更しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できるよう定款に定めております。これに基づいて、すべての社外取締役および社外監査役との間に、法令が規定する最低限度額を賠償責任の限度額とする責任限定契約を締結しております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区　　分 | 支給人数 | 報酬等の額 |
|---|---|---|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 6名<br>（1） | 56百万円<br>（1） |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 3<br>（3） | 6<br>（6） |
| 合　　計 | 9 | 62 |

（注）1．取締役の支給額には、役員退職慰労引当金繰入額を含めております。
2．取締役の報酬限度額は、平成16年３月24日開催の臨時株主総会において年額１億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成16年３月24日開催の臨時株主総会において年額２千万円以内と決議いただいております。

### (4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該兼務先との関係

取締役駒井幸三氏は、日本の力(ちから)研究所の代表を兼務しております。
監査役松本茂氏は、松本茂法律税務事務所の代表を兼務しております。
監査役酒井正輔氏は、中小企業診断士事務所の代表を兼務しております。
当社は、上記のすべての兼務先との間に特別な利害関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ 取締役会および監査役会への出席状況

| 区　分 | 氏　名 | 取締役会（14回開催） | | 監査役会（14回開催） | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 出席回数 | 出席率 | 出席回数 | 出席率 |
| 取締役 | 駒井幸三 | 14回 | 100% | ―回 | ―% |
| 常勤監査役 | 魚田昌孝 | 14 | 100 | 14 | 100 |
| 監査役 | 松本茂 | 14 | 100 | 14 | 100 |
| 監査役 | 酒井正輔 | 14 | 100 | 14 | 100 |

ロ 取締役会および監査役会における発言状況

取締役駒井幸三氏は、取締役会に出席し、主に当社の事業に関する知見および経営全般に関する見識を有する取締役としての発言を行っております。

常勤監査役魚田昌孝氏、監査役松本茂氏および監査役酒井正輔氏は、取締役会および監査役会に出席し、主に当社の事業に関する知見および経営全般に関する見識を有する監査役としての発言を行っております。

## ５．会計監査人の状況

### (1) 名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

| | 支　払　額 |
|---|---|
| ・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 10,000千円 |
| ・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 10,000千円 |

（注）１．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、監査方法・監査内容を検討し、監査計画における監査時間および監査報酬ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合などその必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## ６．業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保する体制」について随時、取締役会で協議し決議しておりますが、昨年の株主総会で報告いたしました概要から重要な変更はありません。現在の概要は、以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会を原則として毎月開催して重要な業務執行に関する意思決定を行っており、監査役は取締役会に出席して取締役と社員の職務の執行を監督することとしています。

法令遵守と社会倫理遵守が企業活動の原点であるとの認識のもと、コンプライアンスを各取締役自らが積極的に推進し、各監査役がこれを監督します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理については、適用ある法令および社内規程に従って、適正に行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動に関連するリスクについて、毎期経営計画に反映させて経営のマネジメントサイクルの中で統制し、リスクの低減を図ります。

具体的には、各取締役は自らの職務分掌範囲のリスク管理について責任を負うとともに、監査役も出席して毎月開催する経営会議の中でリスクに関する報告を行い、必要に応じて対応策について検討を行います。

さらに、自然災害などによる非常事態による当社の事業継続のリスクに備えて管理体制（BCMS）を構築しており、これを維持します。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画において毎期、会社の基本方針・計画を定め、これを軸として計画・実施・統制・評価の全社的なマネジメントサイクルを展開します。

各本部は、四半期毎の部門進捗会議において、各本部の職務の進捗状況を取締役に報告し、職務執行の効率化を含めた継続的改善を目指してマネジメントサイクルを実践します。

⑤　使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス教育を実施し、法令遵守と社会倫理遵守が企業活動の原点であることを教育します。そして、主管部門が中心となって職務の執行における適正な手続・手順を明示した社内規程を整備し、その運用は内部統制監査の仕組みの中で検出し、改善を進めます。

各本部の業務が法令・定款に適合していることを確認するために、代表取締役が、監査役、会計監査人と連携して定期的に内部監査室により適法性の判断を含む内部監査を実施します。

⑥　監査役がその職務の遂行を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役会の意見を尊重し、内部監査室が監査役の要望に沿って監査役の職務の遂行を補助します。

⑦　監査役の職務の遂行を補助すべき使用人の取締役からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務の遂行を補助すべき使用人の任命・異動については、取締役の指揮命令からの独立性を確保します。

⑧　取締役および使用人が監査役に報告するための体制および報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

法令の定めによるもののほか、重要な会議に監査役が出席し、内部通報規程の適切な運用などにより、報告者が不利な扱いを受けないことを含めた適切に報告するための体制を維持します。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理します。監査役は、通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合は、取締役管理本部長に事前通知します。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行い、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握し、必要と認めれば是正を勧告します。

### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用につきましては、コンプライアンスの徹底、監査役への報告に関する体制強化の観点から、取締役、監査役および全ての従業員がその重要性を共有するとともに、重要なリスクについては経営のマネジメントサイクルの中で統制し、リスクの低減を図っております。

① 主な会議の開催状況としましては、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役と社外監査役が全てに出席しました。その他、監査役会は14回、経営会議は12回開催いたしました。

② 各監査役は、代表取締役および他の取締役を監査し、内部監査室および会計監査人と密接に連携して監査役監査を実施し、代表取締役および他の取締役を監督しました。

③ 内部監査室は、各本部の業務が法令・定款に適合していることを確認するために、監査役、会計監査人と連携して定期的に内部監査を実施いたしました。

④ 内部統制推進室は、随時、財務報告に係る内部統制システムの整備および運用状況のモニタリングを実施し、取締役会にその内容を報告しました。

⑤ 情報セキュリティリスクの管理のため、社内ネットワークの設置や情報保存用媒体に制限を設けており、特にマイナンバーについては別途管理規定を定め、情報漏えいリスクの軽減に努めています。また、インサイダー取引防止については社内教育を継続して行っております。

（注） 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| **流動資産** | **1,062,968** | **流動負債** | **115,782** |
| 現金及び預金 | 876,959 | 買掛金 | 38,592 |
| 受取手形 | 14,743 | 未払金 | 25,857 |
| 売掛金 | 102,702 | 未払費用 | 12,435 |
| 商品及び製品 | 16,363 | 未払法人税等 | 8,910 |
| 仕掛品 | 23,119 | 未払消費税等 | 22,110 |
| 原材料及び貯蔵品 | 27,238 | 預り金 | 1,390 |
| 前払費用 | 1,085 | 賞与引当金 | 6,485 |
| その他 | 756 | **固定負債** | **32,200** |
| **固定資産** | **349,790** | 役員退職慰労引当金 | 32,200 |
| **有形固定資産** | **345,868** | **負債合計** | **147,982** |
| 建物 | 179,634 | **純資産の部** | |
| 機械及び装置 | 1,920 | **株主資本** | **1,264,776** |
| 土地 | 160,500 | **資本金** | **1,240,721** |
| その他 | 3,813 | **資本剰余金** | **1,393,981** |
| **無形固定資産** | **1,502** | 資本準備金 | 1,393,981 |
| ソフトウェア | 1,169 | **利益剰余金** | **△1,369,891** |
| その他 | 332 | その他利益剰余金 | △1,369,891 |
| **投資その他の資産** | **2,420** | 特別償却準備金 | 74,680 |
| 長期前払費用 | 1,471 | 繰越利益剰余金 | △1,444,571 |
| その他 | 948 | **自己株式** | **△34** |
| | | **純資産合計** | **1,264,776** |
| **資産合計** | **1,412,759** | **負債純資産合計** | **1,412,759** |

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

| 科　　目 | 金　　額 | |
|---|---|---|
| **売　　上　　高** | | 711,009 |
| **売　　上　　原　　価** | | 484,397 |
| **売　　上　　総　　利　　益** | | 226,612 |
| **販売費及び一般管理費** | | 321,688 |
| **営　　業　　損　　失** | | 95,076 |
| **営　　業　　外　　収　　益** | | |
| 受　　取　　利　　息 | 1,826 | |
| 売　　電　　収　　入 | 1,585 | |
| 助　　成　　金　　収　　入 | 2,318 | |
| そ　　の　　他 | 412 | 6,143 |
| **営　　業　　外　　費　　用** | | |
| 支　　払　　利　　息 | 8 | |
| 売　　電　　原　　価 | 1,639 | |
| そ　　の　　他 | 58 | 1,706 |
| **経　　常　　損　　失** | | 90,639 |
| **特　　別　　損　　失** | | |
| 減　　損　　損　　失 | 114,648 | 114,648 |
| **税　引　前　当　期　純　損　失** | | 205,288 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,444 | |
| 法　人　税　等　調　整　額 | － | 3,444 |
| **当　　期　　純　　損　　失** | | 208,732 |

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 |
| | | | | 特別償却準備金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 1,240,721 | 1,393,981 | 1,393,981 | 90,705 | △1,251,864 | △1,161,158 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期純損失 | | | | | △208,732 | △208,732 |
| 特別償却準備金の取崩 | | | | △16,025 | 16,025 | — |
| 当期変動額合計 | — | — | — | △16,025 | △192,707 | △208,732 |
| 当期末残高 | 1,240,721 | 1,393,981 | 1,393,981 | 74,680 | △1,444,571 | △1,369,891 |

| | 株主資本 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | △34 | 1,473,509 | 1,473,509 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期純損失 | | △208,732 | △208,732 |
| 特別償却準備金の取崩 | | — | — |
| 当期変動額合計 | — | △208,732 | △208,732 |
| 当期末残高 | △34 | 1,264,776 | 1,264,776 |

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

**個別注記表**

**１．重要な会計方針に係る事項**

(1) 資産の評価基準および評価方法

たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | 26～42年 |
| 機械及び装置 | ５～８年 |

② 無形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| ソフトウェア | ５年 |

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度末においては、貸倒実績および貸倒懸念債権等の回収不能見込額がないため、貸倒引当金は計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## ２．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　614,125千円

## ３．損益計算書に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場所 | 用途 | 種類 |
|---|---|---|
| 本社・開発センター・関西工場<br>（大阪府東大阪市） | 白・黒用樹脂材料製造等 | 機械及び装置 |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位をもって資産のグルーピングを行っております。なお、本社事務所および研究開発設備につきましては独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

収益性の低下が認められた製品群の事業用資産につきまして、資産または資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、関西工場の機械及び装置114,648千円となっております。

資産グループの回収可能価額は正味売却価額により評価しております。正味売却価額の算定は合理的な評価方法によっておりますが、市場価額が存在しない資産につきましては備忘価額を付しております。

## ４．株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式に関する事項　　（単位：株）

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 5,692,800 | ― | ― | 5,692,800 |

(2)当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　　42　株

## ５．税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）　　千円

| | |
|---|---|
| 繰越欠損金 | 191,241 |
| 減価償却限度超過額 | 1,625 |
| 賞与引当金 | 2,001 |
| 減損損失 | 110,676 |
| 役員退職慰労引当金 | 9,859 |
| 未払事業税 | 1,687 |
| その他 | 526 |
| 計 | 317,618 |
| 評価性引当額 | △284,476 |
| 繰延税金資産合計 | 33,141 |

（繰延税金負債）

| | |
|---|---|
| 特別償却準備金 | △33,141 |
| 繰延税金負債合計 | △33,141 |
| 繰延税金資産の純額 | ― |

(2)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算（ただし、平成28年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は前事業年度の32.3%から、回収または支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.9%、平成30年４月１日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

なお、これによる損益への影響はありません。

## ６．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金、定期預金等に限定し、また、資金調達に関しましては設備投資計画に照らして預金残高が十分にあると考えられるため、銀行借入等は当面行わない方針であります。デリバティブ取引に関しましては、利用いたしません。

②金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金につきましては、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの債権管理を行い、信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。

③信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち、41.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額につきましては、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと認められるものは含めておりません。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額　(注)1 | 時価　(注)1 | 差額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 876,959 | 876,959 | ― |
| (2) 受取手形 | 14,743 | 14,743 | ― |
| (3) 売掛金 | 102,702 | 102,702 | ― |
| (4) 買掛金 | (38,592) | (38,592) | ― |
| (5) 未払金 | (25,857) | (25,857) | ― |

(注) １．負債に計上されているものについては（　）で示しております。

２．金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金

短期決済予定のため時価は帳簿価額と近似することから、当該帳簿価額によっております。

(4)買掛金、(5)未払金

短期決済予定のため時価は帳簿価額と近似することから、当該帳簿価額によっております。

３．金銭債権の決算日後の償還予定額

金銭債権は、すべて１年以内に償還される予定であります。

## ７．関連当事者との取引に関する注記

役員および個人主要株主等

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金（千円） | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | 安達新産業㈱ | 大阪市西区 | 10,000 | 化学工業薬品および合成樹脂等の販売 | － | 当社製品の販売、同社製品の購入 | 製品の売上（注）２ | 81,433 | 売掛金 | 6,197 |
| | | | | | | | 原材料等の購入（注）２ | 24,341 | 買掛金 | 5,124 |

（注）１．取引金額には消費税等は含まれておりません。
２．当社製品の販売および原材料等の購入については、市場価格を参考に決定しております。

## ８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　222円17銭
(2) １株当たり当期純損失　36円67銭

## ９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 会計監査人の監査報告書　謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成28年５月19日

クラスターテクノロジー株式会社
　取　締　役　会　　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　川　一　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　本　秀　男　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、クラスターテクノロジー株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書　謄本

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月26日

クラスターテクノロジー株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　魚　田　昌　孝　㊞

監査役（社外監査役）　松　本　　茂　㊞

監査役（社外監査役）　酒　井　正　輔　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　定款一部変更の件

１．変更の理由

①「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）によって、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されて株式会社は任意に移行することが可能となっております。取締役会の監督機能の強化によるコーポレートガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行したく存じます。

　これに伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に係る規定の新設、監査役および監査役会に係る規定の削除、取締役および取締役会に係る規定の変更等、所定の変更を行うものであります。

②改正会社法によって、非業務執行取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、責任限定契約の対象を拡大して適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第30条（取締役の責任免除、変更後の定款第30条）の一部を変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

③会社法第459条により認められています取締役会決議による剰余金の配当等が可能となる条項を設けるものであります（変更後の定款第40条）。

④その他、字句の修正、条数の修正等を行うものであります。

また、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が生ずるものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| 第１章　総　則 | 第１章　総　則 |
| 第１条～第３条　（条文省略） | 第１条～第３条　（現行のとおり） |
| （機関）<br>第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>（1）取締役会<br>（2）監査役<br>（3）監査役会<br>（4）会計監査人 | （機関）<br>第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>（1）取締役会<br>（2）監査等委員会<br>（削除）<br>（3）会計監査人 |
| 第５条～第７条　（条文省略） | 第５条～第７条　（現行のとおり） |
| （自己株式の取得）<br>第８条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 | （削　除） |
| 第９条～第19条　（条文省略） | 第８条～第18条　（現行のとおり） |
| 第４章　取締役および取締役会 | 第４章　取締役および取締役会 |
| （員数）<br>第20条　当社の取締役は８名以内とする。 | （員数）<br>第19条　当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名以内とする。<br>②　監査等委員である取締役は、５名以内とする。 |
| （新　設） | |
| （選任の方法）<br>第21条　取締役は、株主総会において選任する。 | （選任の方法）<br>第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| ②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 | ②　取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 |
| ③　取締役の選任決議は、累積投票によらない。 | ③　取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選任決議は、累積投票によらない。 |
| （任期）<br>第22条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 | （任期）<br>第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| （新　設） | ②　前項の規定にかかわらず、監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のもの関する定時株主総会終結の時までとする。 |
| ②　任期満了前に退任した取締役の補欠として、または、増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。 | ③　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。 |
| （新　設） | ④　会社法第329条第３項に基づき選任された監査等委員である取締役の補欠の選任決議が効力を有する期間は、当該選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 |
| （代表取締役および役付取締役）<br>第23条　取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任する。 | （代表取締役および役付取締役）<br>第22条　取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選任する。 |
| ②　取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 | ②　取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 |
| 第24条　（条文省略） | 第23条　（現行のとおり） |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （取締役会の招集通知）<br>第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる<br>②　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 | （取締役会の招集通知）<br>第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。<br>②　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 |
| （新　設） | （重要な業務執行の委任）<br>第25条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第５項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 |
| （取締役会の決議方法）<br>第26条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。<br>②（条文省略） | （取締役会の決議方法）<br>第26条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。<br>②（現行のとおり） |
| （取締役会の議事録）<br>第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役は、署名し、または、記名押印する。 | （取締役会の議事録）<br>第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役が署名し、または、記名押印する。 |
| 第28条　（条文省略） | 第28条　（現行のとおり） |
| （報酬等）<br>第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 | （報酬等）<br>第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 |
| （取締役の責任免除）<br>第30条　（条文省略） | （取締役の責任免除）<br>第30条　（現行のとおり） |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする。 | ②当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。 |
| 第５章　監査役および監査役会 | 第５章　監査等委員会 |
| （員数）<br>第31条　当会社の監査役は、４名以内とする。 | （削 除） |
| （選任の方法）<br>第32条　当会社の監査役は、株主総会において選任する。<br>②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | （削 除） |
| （任期）<br>第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする | （削 除） |
| （常勤の監査役）<br>第34条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 | （常勤の監査等委員）<br>第31条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。 |
| （監査役会の招集通知）<br>第35条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 | （監査等委員会の招集通知）<br>第32条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。 |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| ②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 | ②　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 |
| （新　設） | （監査等委員会の決議方法）<br>第33条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 |
| （監査役会規程）<br>第36条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。 | （監査等委員会の議事録）<br>第34条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査等委員が署名し、または、記名押印する。 |
| （監査役会の議事録）<br>第37条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役は、署名し、または、記名押印する。 | （監査等委員会規程）<br>第35条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 |
| （報酬等）<br>第38条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 | （削　除） |
| （監査役の責任免除）<br>第39条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。<br>②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする。 | （削　除） |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| 第６章　会計監査人 | 第６章　会計監査人 |
| 第40条～第41条　（条文省略） | 第36条～第37条　（現行のとおり） |
| （報酬等）<br>第42条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 | （報酬等）<br>第38条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 |
| 第７章　計　算 | 第７章　計　算 |
| 第43条　（条文省略） | 第39条　（現行のとおり） |
| （新　設） | （剰余金の配当等を決定する機関）<br>第40条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。 |
| （剰余金の配当）<br>第44条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。<br>②　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 | （削　除） |
| （中間配当）<br>第45条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。 | （削　除） |
| （新　設） | （剰余金の配当の基準）<br>第41条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。<br>②　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とする。<br>③　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （除斥期間）<br>第46条　配当財産が金銭であるときは、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 | （除斥期間）<br>第42条　配当財産が金銭であるときは、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 |
| （新　設） | ②　前項の未払配当財産には利息をつけない。 |
| （新　設） | 附則<br>（監査役の責任免除に関する経過措置）<br>１　当会社は、第25期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br><br>２　第25期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限度とする契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第２項の定めるところによる。 |

## 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）６名選任の件

当社は第１号議案定款一部変更の件の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますとともに、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時に任期満了により退任となります。つきましては、社外取締役も含めた取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）６名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 安達（あだち）　稔（みのる）<br>（昭和19年９月10日生） | 昭和42年４月　中央産業貿易㈱入社<br>昭和44年４月　㈱安達新商店（現安達新産業㈱）入社<br>昭和50年４月　同社取締役就任<br>平成３年４月　当社設立代表取締役専務就任<br>平成８年７月　当社代表取締役社長就任（現任） | 200,800株 |
| 2 | 安達（あだち）　良紀（よしのり）<br>（昭和46年７月16日生） | 平成６年４月　東神電気㈱入社<br>平成９年４月　当社入社<br>平成15年４月　当社技術開発部技術開発１課課長<br>平成18年４月　当社研究開発本部開発２部部長<br>平成19年４月　当社開発本部長（現任）<br>平成19年６月　当社取締役就任<br>平成26年７月　当社代表取締役専務就任（現任）<br>平成26年10月　当社製造第２本部長 | 185,000株 |
| 3 | 稲田（いなだ）　盛一（せいいち）<br>（昭和28年７月17日生） | 昭和52年４月　ジェラロン工業㈱入社<br>昭和61年６月　安達新産業㈱入社<br>平成８年７月　当社入社<br>平成12年４月　当社開発センター長<br>平成16年３月　当社取締役就任（現任）<br>平成16年４月　当社研究開発本部長<br>平成19年４月　当社製造本部長<br>平成20年10月　当社製造第１本部長（現任）<br>平成25年６月　当社管理本部長（現任） | 500株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 4 | 藤田雅之（ふじた まさゆき）<br>（昭和36年１月10日生） | 昭和54年４月　日本専売公社入社<br>平成４年１月　当社入社<br>平成16年４月　当社関東工場長<br>平成16年11月　当社取締役就任（現任）<br>平成17年４月　当社製造本部長<br>平成19年４月　当社製造副本部長<br>平成20年10月　当社製造第２本部長<br>平成26年10月　当社営業・マーケティング本部長（新市場開拓担当）（現任）<br>平成28年４月　当社(兼)製造第２本部長（現任） | 500株 |
| 5 | 白戸幸治（しらと こうじ）<br>（昭和24年２月18日生） | 昭和46年４月　黒田電気㈱入社<br>平成７年10月　同社経営企画部次長<br>平成14年４月　黒田ハイテック㈱社長<br>平成16年１月　クロダ・ホーヨＩＮＣ社長<br>平成19年１月　Ｚ.クロダ（タイランド）CO.,LTDチェアマン<br>平成21年４月　当社入社<br>平成21年10月　当社営業・マーケティング本部長（統括）（現任）<br>平成22年６月　当社取締役就任（現任） | 3,000株 |
| 6 | 駒井幸三（こまい こうぞう）<br>（昭和33年10月13日生） | 昭和56年４月　立花証券㈱入社<br>平成６年９月　ソロス・グローバル・リサーチ東京駐在員事務所入社<br>平成７年６月　センチュリー証券㈱入社<br>平成10年１月　㈱タカトリ入社<br>平成16年12月　同社代表取締役社長兼営業本部長<br>平成24年12月　日本の力(ちから)研究所代表（現任）<br>平成25年６月　当社取締役就任（現任） | ０株 |

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．駒井幸三氏は、社外取締役候補者であります。
３．駒井幸三氏は、会社経営の経験が豊富であり、精密電子機器業界に関する幅広い知見を有していることから、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督機能の強化に繋がるものと判断し、引き続き社外取締役候補者としました。
４．駒井幸三氏は、現在、当社の社外取締役であり、かつ東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、引き続き独立役員となる予定であります。同氏の社外取締役としての在任期間は本定時株主総会終結の時をもちまして、３年となります。
５．当社は、社外取締役駒井幸三氏との間で賠償責任を限定する契約を締結しており、その業務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。同氏が社外取締役に就任した場合には、継続して当該契約を締結する予定であります。

## 第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第１号議案定款一部変更の件の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

本議案に係る決議の効力は、第１号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 魚田　昌孝（うおた　まさたか）<br>（昭和20年２月１日生） | 昭和42年４月　枚岡信用金庫入庫<br>昭和54年11月　合併により阪奈信用金庫<br>平成16年６月　同金庫理事就任<br>平成17年２月　合併により大阪東信用金庫<br>平成17年２月　同金庫理事監査部担当<br>平成18年７月　同金庫理事コンプライアンス部担当<br>平成21年６月　当社監査役就任（現任） | ０株 |
| 2 | 松本　茂（まつもと　しげる）<br>（昭和27年２月14日生） | 昭和60年４月　弁護士登録（現任）<br>平成４年11月　税理士登録（現任）<br>平成14年６月　当社監査役就任（現任） | ０株 |
| 3 | 酒井　正輔（さかい　しょうすけ）<br>（昭和18年６月14日生） | 昭和41年４月　厚木ナイロン工業㈱入社<br>昭和43年７月　八尾信用金庫入庫<br>平成15年７月　ハッコービジネスサービス㈱入社<br>平成17年４月　㈱ヒューマンリソーセス総合研究所入社<br>平成20年４月　大阪市地域就労支援センター入社<br>平成21年６月　当社監査役就任（現任） | 200株 |

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．各候補者はすべて社外取締役候補者であります。

３．魚田昌孝氏は、大阪東信用金庫の理事の経歴を持ち、監査および財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
松本　茂氏は、弁護士および税理士の資格を有し、また、酒井正輔氏は中小企業診断士の資格を有しております。両氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、それぞれの経験を当社の経営全般の監視に活かしていただきたく、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

４．魚田昌孝氏、松本　茂氏および酒井正輔氏は、現在、当社の社外監査役であり、また魚田昌孝氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、引き続き独立役員となる予定であります。

５．当社は、社外取締役との間で賠償責任を限定する契約を締結しており、その業務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとしております。各候補者が社外取締役に就任した場合には、当該契約を締結する予定であります。

**第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件**

当社の取締役の報酬等の額は、平成16年３月24日開催の臨時株主総会において年額１億円以内とご承認いただき、現在に至っております。

今般、当社は第１号議案定款一部変更の件の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、第１号議案定款一部変更の件の承認可決を条件として、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額１億円以内（うち社外取締役分は１千万円以内）とさせていただきたいと存じます。

第２号議案が原案どおり承認可決されますと取締役（監査等委員である取締役を除く）は６名（うち社外取締役１名）となります。

なお、取締役の報酬額には従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

**第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件**

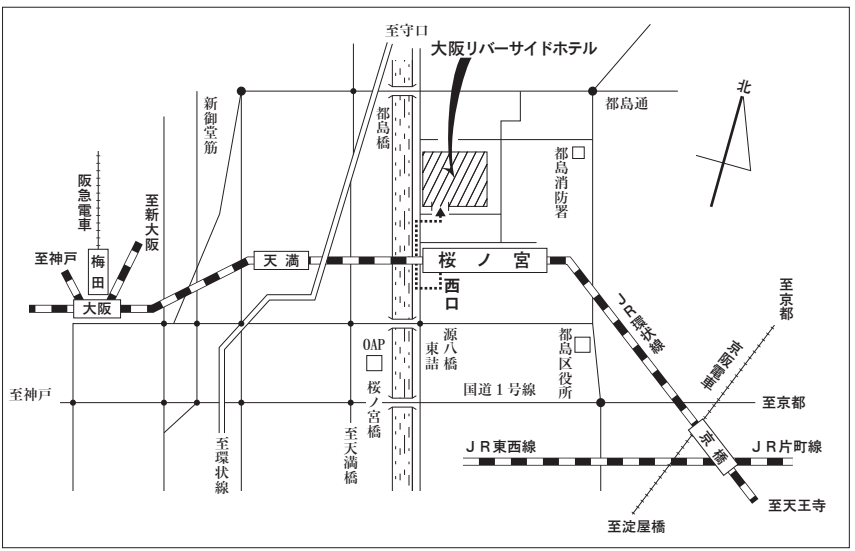
当社は第１号議案定款一部変更の件の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、第１号議案定款一部変更の件の承認可決を条件として、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額２千万円以内とさせていただきたいと存じます。

第３号議案が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役３名）となります。

以上

# 株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：大阪府大阪市都島区中野町５丁目12番30号
大阪リバーサイドホテル　５階Ｂ会場
TEL 06－6928－3251（代表）
http:www.osaka-riverside-hotel.co.jp




・ＪＲ環状線桜ノ宮駅西出口徒歩３分
　JR桜ノ宮駅西口改札を出ていただいて、大川沿いの側道までいったん降りてJR環状線の下をくぐり、都島橋方向にお進みいただくと、一つ目の交差点右側に会場のホテルがあります。
・駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
・総会ご出席者へのおみやげはご用意はいたしておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。